

姫路市住宅土砂災害対策支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、土砂災害が発生するおそれのある区域の住民の安全の確保を図ることを目的として、危険住宅の除却及び移転を行う者に対する住宅土砂災害対策支援事業補助金の交付に関し、姫路市補助金等交付規則（昭和43年姫路市規則第60号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「危険住宅」とは、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 敷地が土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。第4条第2項第6号において「土砂災害防止法」という。）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域（以下「土砂災害特別警戒区域」という。）に指定される前に建築された住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。）を含む。）であること。
- (2) 土砂災害特別警戒区域内に存する建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第80条の3の規定に適合しない住宅であること。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次条第1項に規定する事業の着手時において現に危険住宅に居住する者とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が危険住宅の除却を行う事業（以下「除却事業」という。）及び補助対象者が危険住宅を除却し、当該住宅に代わる住宅の建設又は購入（これに必要な土地の取得及び購入後の住宅の改修を含む。）をして移転を行う事業（以下「移転事業」という。）とする。

2 前項の移転事業において、危険住宅に代わり建設され、又は購入される住宅は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

- (1) 市内に存すること。
 - (2) 土砂災害特別警戒区域外に存すること。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。
 - (3) 災害危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項に基づき兵庫県知事が指定した急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項に基づき主務大臣が指定した地すべり防止区域と重複する区域に限る。）外に存すること。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。
 - (4) 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第88条第1項に規定する行為で同条第5項の規定に基づく公表に係るものではないこと。
 - (5) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合すること。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。
 - (6) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項に規定する市街化調整区域内にあって、土砂災害防止法第7条第1項の規定に基づき兵庫県知事が指定した土砂災害警戒区域内又は浸水想定区域（水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項に基づき国土交通大臣が指定した洪水浸水想定区域及び同条第2項に基づき兵庫県知事が指定した洪水浸水想定区域又は同法第14条の3第1項に基づき兵庫県知事が指定した高潮浸水想定区域であって、浸水想定高さ3m以上の区域に限る）内に存しないこと。ただし事業と併せて行う対策により建築行為の制限が解除される場合や、区域内に立地する既存住宅の建替えにあたって代替地がないなど立地制約上やむを得ない場合は、この限りでない。
- 3 除却事業及び移転事業を行う場合は、危険住宅を除却することについて当該住宅を所有する者の同意を得、かつ、除却に係る費用の負担、方法等について当該者と調整しなければならない。

（対象となる経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、別表に掲げる事業ごとに補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額とする。

2 補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 補助金交付（変更）申請額算定書（様式第2号）
- (2) 補助対象建築物（変更）概要書（様式第3号）
- (3) 危険住宅の位置図（移転事業の場合は、移転先の位置図を含む。）
- (4) 写真（危険住宅の立地状況が分かるもの）
- (5) 施工業者の見積書の写し
- (6) 移転事業（利子相当額補助）の場合は、金融機関等からの融資契約書又はこれに代わる証明書の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 前項の場合において、申請者は当該補助金に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により仕入に係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付又は不交付を決定し、補助金交付可否決定書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(交付の条件等)

第9条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、交付目的を達成するために必要があると認めるときは、これに条件を付し、又は指示をすることができる。

2 申請者は、補助金の交付決定前に除却事業又は移転事業に着手してはならない。

(補助対象事業の変更又は中止)

第10条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業の内容を変更し、又は補助対象事業を中止しようとするときは、遅滞なく補助対象事業変更・中止申請書（様式第5号）に必要な応じて第7条第1項各号に掲げる書類を添付して市長に申請し、あらかじめその承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合は補助金の交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了後10日以内に、補助事業実績報告書（様式第6号）に次に掲げる図書を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金額精算調書（様式第7号）
- (2) 写真（施工前、施工中、施工後が分かるもの）
- (3) 施工業者の領収書等の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の場合において、第7条第2項ただし書の規定の適用を受けた申請者は、補助金に係る仕入控除税額が明らかになった場合には、当該補助金に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書（様式第8号）により補助事業者に通知する。

(補助金の請求)

第13条 補助金の請求は、前条の規定による補助金の額の確定後に、補助金交付請求書（様式第9号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付確定通知書の写し
 - (2) その他市長が必要と認める書類
- (交付決定の取消し)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助対象事業により取得した次に掲げる財産を市長の文書による承認を受け
ないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付し、又は
担保に供したとき。(補助事業者が、補助金の全部に相当する金額を市に返納し
た場合を除く。)

ア 不動産及びその従物

イ その他補助金の交付の目的を達成するため、特に必要があると認め市長が指
定するもの

- (4) 前3号のほか、補助対象事業に関し補助金の交付決定の内容及びこれに付し
た条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。
- (5) この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の補助金の交付決定を取り消したときは、補助金交付取消通知書（
様式第10号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、第10条第2項及び前条第1項の規定により補助金の交付決定を
取り消し、又は変更した場合において、既に補助金が交付されているときは、速
やかに補助事業者に対し補助金返還命令書（様式第11号）により、当該取消し
に係る部分又は変更による減額部分について、当該決定の日の翌日から15日以
内の期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、前項の期限を延長することが
できる。

(仕入控除税額の報告等)

第16条 補助事業者は、補助事業完了後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告を受けたときは、補助金返還命令書により仕入控除税額に相当する額の返還を命ずるものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年5月8日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和2年6月24日から施行する。

2 この要綱による改正後の別表の規定は、この要綱の施行の日以後に申請のあった住宅土砂災害対策支援事業について適用し、同日前に申請のあった住宅土砂災害対策支援事業については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和4年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条、第5条関係）

補助対象事業	除却事業	移転事業	
		利子相当額補助	建設・購入費補助
補助対象経費	危険住宅の除却に要する次の経費。ただし、1戸当たり2,000千円を限度とする。 (1) 撤去費 (2) 動産移転費 (3) 仮住居費 (4) 跡地整備費 (5) その他市長が必要と認める経費 撤去費は「国土交通省住宅局所管事業に係る標準建設費等について」により算出した除却工事費を限度とする。 その他費用（動産移転費等）は975千円を限	危険住宅に代わる住宅（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。）の建設又は購入（これに必要な土地の取得及び購入後の住宅の改修を含む。）に要する資金を金融機関等から借り入れた場合において、当該借入金利子（年利率8.5%を限度とする。）に相当する額の支払に要する経費。ただし、1戸当たり4,210千円（建物3,250千円、土地960千円）を限度とし、住宅のためではない借入金利子については対象外とする。	危険住宅に代わる住宅（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。）の建設又は購入（購入後の改修を含む。）に要する経費（利子相当額補助を活用する場合に限る。）。 ただし、1戸当たり2,000千円を限度とする。

	度とする。		
補助率	10／10	10／10	10／10

様式第 1 号（第 7 条関係）

補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）姫路市長

申請者 住 所 _____

氏 名 _____

姫路市住宅土砂災害対策支援事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

補助年度	年度
補助金額	(A) 円
事業概要	(添付書類に記載)
事業実施予定期間	着手予定年月日 年 月 日
	完了予定年月日 年 月 日
添付書類	1 補助金交付（変更）申請額算定書（様式第 2 号） 2 補助対象建築物（変更）概要書（様式第 3 号） 3 危険住宅の位置図（移転事業の場合は、移転先の位置図） 4 写真（危険住宅の立地状況が分かるもの） 5 施工業者の見積書の写し 6 金融機関等からの融資契約書又はこれに代わる証明書の写し (移転事業（利子相当額補助）の場合) 7 その他市長が必要と認める書類

補助金交付（変更）申請額算定書

区 分			世帯主名	所在地	戸・棟数 戸/棟	対象事業費 円	補助金額 円
移転支援 (住宅)	除却事業 (前回交付決定)						
	移転事業	利子相当額補助 (前回交付決定)				(B)	(C)
		建設・購入費補助 (前回交付決定)					
合 計							(A)

（注 1）「戸・棟数」は、住宅は「戸数」を、建築物は「棟数」を記入すること。

（注 2）「補助金額」の合計は、千円未満の端数は切り捨てること。

（注 3）「前回交付決定」は変更申請の場合に（ ）で記載のこと。

利子相当額補助	借入金 円	利 率 %	償還期間 年	対象事業費 (利息総額) 円	補助金額 円
建 物					
土 地					
計				(B)	(C)

補助対象建築物（変更）概要書

世帯主名			
住宅の所在地			
建築年月			年 月頃着工
構 造			造
階 数			階建て
延べ面積			m ²
区 域 等	種 別		土砂災害特別警戒区域
	区域の概要	区域名称	
		指定年月日	
移転計画	移転先住宅の所在地		
	種 別		1 建 設 2 購 入 3 その他
備 考			

補助金交付可否決定書

第 号
年 月 日

様

姫路市長 印

年 月 日付けで申請のあった姫路市住宅土砂災害対策支援事業補助金の交付について、
次のとおり決定したので通知します。

記

- 1 審査結果
- 2 事業場所（除却事業）

（移転事業）
- 3 事業概要
- 4 補助金交付予定額 円
- 5 交付の条件

補助対象事業変更・中止申請書

年 月 日

（宛先）姫路市長

申請者 住 所 _____

氏 名 _____

補助対象事業を（ 変更・中止 ）しますので、次のとおり申請します。

決定年月日	年 月 日
決定番号	第 号
事業場所	（除却事業）姫路市 （移転事業）姫路市
変更の内容 （中止の場合は記入の 必要はありません。）	
変更又は中止の理由	
添付書類 （必要に応じ添付）	1 補助金交付（変更）申請額算定書（様式第 2 号） 2 補助対象建築物（変更）概要書（様式第 3 号） 3 危険住宅の位置図（移転事業の場合は移転先の位置図） 4 写真（危険住宅の立地状況が分かるもの） 5 施工業者の見積書の写し 6 金融機関等からの融資契約書又はこれに代わる証明書の写し （移転事業（利子相当額補助）の場合） 7 その他市長が必要と認める書類

補助事業実績報告書

年 月 日

（宛先）姫路市長

申請者 住 所 _____

氏 名 _____

姫路市住宅土砂災害対策支援事業補助金に係る事業が完了したので、次のとおり報告します。

決定年月日	年 月 日
決定番号	第 号
事業場所	(除却事業) 姫路市 (移転事業) 姫路市
事業実施期間	着手年月日 年 月 日
	完了年月日 年 月 日
添付書類	1 補助金額精算調書（様式第7号） 2 写真（施工前、施工中、施工後が分かるもの） 3 施工業者の領収書等の写し 4 その他市長が必要と認める書類

様式第 7 号（第 1 1 条関係）

補 助 金 額 精 算 調 書

区 分			世帯主名	所在地	戸・棟数 戸/棟	対象事業費 円	補助金額 円
移転支援 (住宅)	除却事業 (前回交付決定)						
	移転事業	利子相当額補助 (前回交付決定)				(B)	(C)
		建設・購入費補助 (前回交付決定)					
		合 計					

(注 1) 「戸・棟数」は、住宅は「戸数」を、建築物は「棟数」を記入すること。

(注 2) 「補助金額」の合計は、千円未満の端数は切り捨てること。

(注 3) 「前回交付決定」は変更申請の場合に () で記載のこと。

利子相当額補助	借入金 円	利 率 %	償還期間 年	対象事業費 (利息総額) 円	補助金額 円
建 物					
土 地					
計				(B)	(C)

補助金交付確定通知書

年 月 日

様

姫路市長 印

年 月 日付けで申請のあった姫路市住宅土砂災害対策支援事業補助金の交付について、
次のとおり交付額を確定したので通知します。

記

1 決定番号

2 決定年月日

3 事業場所（除却事業）

（移転事業）

4 補助金交付確定額 ￥

補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）姫路市長

申請者 住 所_____

氏 名_____

姫路市住宅土砂災害対策支援事業補助金の交付を、次のとおり請求します。

決定年月日	年 月 日
決定番号	第 号
事業場所	（除却事業）姫路市 （移転事業）姫路市
交付請求額	¥

補助金交付取消通知書

年 月 日

様

姫路市長 印

年 月 日付けで申請のあった姫路市住宅土砂災害対策支援事業補助金については、次のとおり決定したので通知します。

記

- 1 補助金額 円を取り消す。
- 2 補助対象事業費及び補助金額は次のとおりとする。

補助対象事業費 円

補助金額 円

- 3 取消しの理由

補 助 金 返 還 命 令 書

第 号
年 月 日

様

姫路市長 印

姫路市住宅土砂災害対策支援事業補助金について、次のとおり返還を命ずる。

返還すべき金額 ¥	
返還を命ずる理由	
助成年度 年度	事業場所 (除却事業) 姫路市 (移転事業) 姫路市
決定年月日 ・	
決定番号 第 号	事業概要
返還期限 年 月 日 限り	
返還方法	